

# 議会運営委員会日程

令和6年3月15日（金）

午前10時 議会運営委員会室

## 日程第1 追加議案について

- (1) 議案第90号 川崎市副市長の選任について
- (2) 議案第91号 川崎市教育委員会委員の任命について
- (3) 議案第92号 神奈川県公安委員会委員の推薦について

## 日程第2 修正案及び予算の組替え動議について

- (1) 「議案第10号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案
- (2) 「議案第38号 令和6年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議

## 日程第3 意見書案及び決議案について

- (1) 意見書案第1号 政治資金規正法違反疑惑の徹底解明を求める意見書
- (2) 意見書案第2号 政治家の政治資金に関わるコンプライアンス遵守を求める意見書
- (3) 意見書案第3号 大阪・関西万博の開催時期や会場の追加を含めた開催手法の見直しを求める意見書
- (4) 決議案第1号 行政文書における誤解を招く記載内容の修正を求める決議

## 日程第4 3月18日（月）の本会議の運営について

【別紙「3月18日（月）の本会議の議事要領」による】

## 日程第5 その他

## 「議案第10号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の 制定について」に対する修正案の骨子

### 【修正の趣旨】

介護保険料率の改定について、被保険者の負担を軽減するなど所得額に配慮し、負担能力に応じた負担を求めるため修正するもの

### 【修正案の内容】

保険料率算定の基準となる、第1号被保険者の基準保険料を第7期の基準保険料に修正する。

「議案第10号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案の提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び川崎市議会会議規則第16条の規定により提出いたします。

令和6年3月12日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	石川建二
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎
	〃	齋藤温

「議案第10号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」  
に対する修正案

「議案第10号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」  
の一部を次のように修正する。

第8条第1項第1号及び第2号の改正規定中「35,990円」を「31,805円」に改め、同項第3号の改正規定中「46,035円」を「40,682円」に改め、同項第4号の改正規定中「53,391円」を「47,183円」に改め、同項第5号の改正規定中「71,188円」を「62,910円」に改め、同項第6号の改正規定中「79,097円」を「69,900円」に改め、同項第7号の改正規定中「90,962円」を「80,385円」に改め、同項第8号の改正規定中「98,872円」を「87,375円」に改め、同項第9号の改正規定中「118,646円」を「104,850円」に改め、同項第10号の改正規定中「134,465円」を「118,830円」に改め、同項第11号の改正規定中「142,375円」を「125,820円」に改め、同項第16号の改正規定及び同号を同項第19号とする改正規定中「261,021円」を「230,670円」に改め、同項第15号の改正規定及び同号を同項第17号とし、同号の次に1号を加える改正規定中「229,382円」を「202,710円」に改め、第18号中「245,201円」を「216,690円」に改め、同項第14号の改正規定及び同号を同項第16号とする改正規定中「213,562円」を「188,730円」に改め、同項第13号の改正規定及び同号を同項第15号とする改正規定中「197,743円」を「174,750円」に改め、同項第12号の改正規定及び同号を同項第13号とし、同号の次に1号を加える改正規定中「166,104円」を「146,790円」に改め、第14号中「181,924円」を「160,770円」に改め、同項第11号の次に1号を加える改正規定中「150,285円」を「132,810円」に改め、同条第2項の改正規定中「22,543円」を「19,922円」に改め、同条第3項の改正規定中「30,216円」を「26,702円」に改め、同条第4項の改正規定中「52,995円」を「46,833円」に改める。

## 提 案 理 由

介護保険料率の改定について、被保険者の負担を軽減するなど所得額に配慮し、負担能力に応じた負担を求めるため修正するものである。

「議案第38号 令和6年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議の提出について

上記の動議を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第15条の規定により提出いたします。

令和6年3月12日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	石川建二
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎
	〃	齋藤温

「議案第38号 令和6年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議

「議案第38号 令和6年度川崎市一般会計予算」、「議案第39号 令和6年度川崎市競輪事業特別会計予算」、「議案第41号 令和6年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算」、「議案第45号 令和6年度川崎市介護保険事業特別会計予算」、「議案第46号 令和6年度川崎市港湾整備事業特別会計予算」、「議案第50号 令和6年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算」、「議案第53号 令和6年度川崎市下水道事業会計予算」、「議案第54号 令和6年度川崎市水道事業会計予算」について、市長は別紙要領により速やかに組替えをなし、再提出することを要求する。

(別 紙)

## 1 組替えを求める理由

物価高騰はあらゆる分野に及んでおり、2024年1月の総務省消費者物価指数は、総合指数で前年同月比2.2%上昇し、消費者物価指数を用いて負担増を試算すると、家計の一人あたり負担増加額は、2024年は2.9万円、4人家族で11.4万円増加すると試算している民間保険会社もある。社会保障は、年金、医療、介護などあらゆる分野で負担増と給付削減が繰り返された。この30年程の間に、国民年金保険料は2倍、国民健康保険料・税（1人当たり）は1.5倍、介護保険料も2倍にもなりながら、年金給付は10年前と比較して実質7.3%も減っており、市民の生活を圧迫している。

世界有数の高い学費に加え、無償とされる義務教育においても、給食費など重い教育費の負担が暮らしにのしかかっている。高い学費と不十分な奨学金制度によって、若者が背負わされている借金は総額10兆円にも及び、この30年間で7倍にもなっている。

日本の子どもの貧困率は10%を超え、約7人に1人の子どもが「貧困ライン」を下回っており、ひとり親世帯については半分が貧困状態にある。令和4年12月の厚生労働省の発表によると、母子世帯の年間平均就労収入が236万円で、母子家庭の母親を含む、非正規雇用の女性がより深刻な状況に陥っている。

日本は、世界でも特異な「賃金が上がらない国」となっており、実質賃金は、1991年から2022年にかけて、アメリカは1.48倍、イギリスは1.46倍になっているが、日本は1.03倍と、この30年で先進国で唯一、「賃金が上がらない国」となっている。直近の10年間でみると、実質賃金は増えるどころか、年間24万円も減っている。日本経済の5割以上を占める家計消費の落ち込みは、国内経済を停滞させ、2024年2月に発表された国民一人あたりのGDPは、ドイツに抜かれ4位に転落した。また、非正規労働者が約4割に上り、貧困と格差が広がっている。

中小企業や小規模事業者は新型コロナウイルス感染症、物価高騰によって大きなダメージを受け、景気低迷も加わり、三重四重の打撃を被っている。

こうした中、地方自治体には国の悪政から市民生活を守る防波堤の役割を果たすことが求められているが、新年度予算案は、市民の福祉や暮らし、市内中小企業への支援、雇用対策など極めて不十分なものとなっている。

その一方で、不要不急な大規模事業への予算は大幅に増えており、市民にとって必要のない臨港道路東扇島水江町線整備に約37億円、コンテナターミナル整備事業に約13億円、東扇島掘込部土地造成事業に約23億円など臨海



部に係るものとして約98億円といった多額の予算が計上されている。

我が党は、市民生活を支えるための緊急課題に絞って、次の組替えの基本方針及び内容により2024年度予算案の再提出を求めるものである。

## 2 組替えの基本方針

- (1) 2024年1月1日に起きた能登半島地震の教訓から、防災対策の第一の要である旧耐震基準の木造住宅の耐震化促進を図るため、助成対象件数を拡充する。また、災害時の避難所トイレに活用できるよう、トイレトレーラーを各行政区に1台配置する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策として、高齢者入所施設等の介護現場では、直接的な身体接触が必要となる上、クラスターが発生しやすい状況があり、感染を予防するためにも、入所者に対する定期的なPCR検査を行う。
- (3) 子育て世代の賃金・経済状況が悪化しているため、第2子保育料の無償化を行い、保育料の負担軽減を図る。また、保育士の平均年収が全産業平均より低く、保育士の確保が困難になっているため、市単独の保育士への処遇改善をさらに上乘せする。小児医療費助成制度の一部負担金を撤廃し、助成対象を高校卒業まで拡充する。私立幼稚園の入園料について補助制度を創設する。一人ひとりの子どもに目が行き届き、学習・生活指導などあらゆる面から教育条件を改善する有効策として、少人数学級を中学3年生まで実施する。
- (4) 高齢者に増税・負担が集中している状況下で、介護保険料の基準額を第7期の額に戻し、19段階にする。安心して介護を受けられるよう、介護援助手当を復活、特別養護老人ホームを増設し、人材確保が困難な介護老人福祉施設等に職員の定着・確保を図るための支援を行う。削減した障害者支援施設等運営費の市単独定率加算を復活させるとともに、非課税世帯等の低所得の障がい者の医療費を無料にし、重度障害者等入院時食事代補助制度を復活する。さらに、補聴器の購入費用の助成を行う。
- (5) 貧困と格差が拡大している状況下で、被保護世帯への上下水道料金の基本料金減免の復活により、低所得世帯への生活応援を図る。とりわけ、子どもの貧困が深刻化する中で、小中学校の給食費無償化、小・中学校の自然教室の食事代補助、生活保護・就学援助世帯の入学祝金・修学旅行支度金・就学援助世帯への眼鏡支給・社会見学等の実費支給補助を復活するとともに、市立定時制高校の夜食代補助を復活する。
- (6) 大学生の約半数が奨学金制度を利用していることから、若者支援として返済が不要な給付型大学奨学金を拡充し、生活を支えるため、単身者家賃補助として1ヶ月1万円の補助を行う。

- (7) 中小企業活性化条例の施行にふさわしく、工場の家賃や機械リース代などの固定費補助制度創設で中小・零細企業者を直接下支えする。建設業の振興とともに経済波及効果が大きく、市民にも喜ばれる住宅リフォーム助成事業を創設する。雇用をめぐる環境が厳しい中、こうした取組により雇用拡大を図る。
- (8) 国際コンテナ戦略港湾関連や、臨海部の基盤整備等への投資、臨港道路東扇島水江町線など市民生活にとって必要性が示されない橋の整備、高速川崎縦貫道路など、不要不急の大規模事業を中止・延期することで、一般会計の市債発行を抑制し、後年度負担の軽減を図る。

### 3 組替えの内容

不要不急の大規模事業の中止と基金からの借入れ、取崩しなどにより、後年度負担を軽減するとともに、約183億円を確保し、次の「(2)歳出予算の組替え」に掲げた施策を実施する。

#### (1) 歳入予算等の組替え

- ア 国際コンテナ戦略港湾関連事業（京浜港広域連携推進事業、東扇島コンテナターミナル整備等）の中止（市債発行約5億6,500万円の抑制など：事業費約13億804万円）
- イ 東扇島掘込部土地造成事業の中止（事業費約23億4,827万円）
- ウ 臨港道路東扇島水江町線整備の推進事業の中止（一般財源約86万円、市債発行約35億8,700万円の抑制など：事業費約37億2,336万円）
- エ 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備の中止（臨海部活性化推進事業、国際戦略拠点地区整備推進事業等）（一般財源約12億3,386万円、市債発行約5億2,800万円の抑制など：事業費約20億4,971万円）
- オ 高速川崎縦貫道路関連事業（川崎縦貫道路整備事業、高速川崎縦貫道路409号新設改築）の中止（一般財源約922万円、市債発行約5,300万円の抑制など：事業費約7,238万円）
- カ 競輪施設等整備事業基金（約12.8億円）、競輪事業運営基金（約9.9億円）、港湾整備事業基金（約74.5億円）、土地開発基金（約10.7億円）、減債基金（約3145.8億円）等の当面使用する予定のない基金から借入れ、取崩し（約171億円）

#### (2) 歳出予算の組替え

- ア 防災のための木造住宅の耐震補強工事への補助
- イ トイレトレーラーの配置

- ウ 高齢者入所施設等の入所者に対する新型コロナウイルス感染症検査の実施
- エ 介護保険料の基準月額保険料を第7期の額に回帰
- オ 特別養護老人ホームの緊急増設
- カ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設の人材確保のための補助
- キ 介護援助手当の復活
- ク 障害者支援施設等運営費の市単独定率加算の復活
- ケ 障がい者で低所得1、2の方の医療費の無料化
- コ 重度障害者等の入院時食事代補助の復活
- サ 被保護世帯への上下水道料金の基本料金減免の復活
- シ 国民健康保険料について、1世帯年額1万円減額
- ス 国民健康保険料について、19歳未満の子どもの均等割の免除
- セ 第2子保育料の無償化
- ソ 認可保育所等の保育士の処遇改善
- タ 私立幼稚園の入園料の補助
- チ 小児医療費助成の一部負担を撤廃し、高校生まで無料化
- ツ 小・中学校の就学援助費の復活（生活保護世帯等への入学祝金・修学旅行支度金、眼鏡支給・社会見学費等）
- テ 少人数学級を中学3年生まで実施
- ト 小・中学校の給食費無償化
- ナ 小・中学校の自然教室の食事代補助の復活
- ニ 定時制高校夜食費の復活
- ヌ 給付型大学奨学金の拡充
- ネ 中小・零細企業への固定費（貸工場の家賃、機械のリース代等）の補助
- ノ 住宅リフォーム助成制度の創設
- ハ 補聴器購入費用の助成
- ヒ 単身者家賃補助

意見書案第1号

政治資金規正法違反疑惑の徹底解明を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年3月12日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	石川建二
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎
	〃	齋藤温

## 政治資金規正法違反疑惑の徹底解明を求める意見書

政治資金規正法は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性に鑑み、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金の収支の公開などを通して政治活動の公明と公正を確保することで、民主政治の健全な発達に寄与することを目的としている。

しかしながら、政治団体の会計責任者に対して義務付けられている会計帳簿への政治資金の収支不記載や収支報告書そのものの不提出の事案、とりわけ、昨今では、政治資金パーティーの対価、いわゆるパーティー券の収入に関する義務の不履行が次々と明らかになり、政治資金の収支状況が不透明になっている現状に対して、同法の精神や目的に照らし、国民の政治不信が高まる事態となっている。

また、本年2月に実施された民間の世論調査によると、収支報告書に不記載のいわゆる裏金を受け取った議員が使い道について、「説明する必要がある」と回答した割合は84.9%に上るなど、問題の徹底解明を求める世論の声は圧倒的多数となっており、政治不信の高まりを裏付ける結果となっている。

このような中、首相は国会において不記載の実態把握に努めると答弁したものの、本年2月5日に示された、収支報告書の訂正に関する議員の暫定的なリストには、還流（キックバック）を受けた政治団体名、金額、代表者名は記載されていたが、裏金受領の日付や支出額、還流が始まった経緯や収支報告書に記載しなかった理由等、具体的な説明の記載が一切なく、このことは、同法の根本精神を踏みにじった違法行為という認識と反省が欠如していることの表れである。

よって、国におかれては、国民の政治への信頼を取り戻すため、あらゆる手段を講じて政治資金規正法違反疑惑の徹底解明を行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長 宛て  
内閣総理大臣  
総務大臣

意見書案第2号

政治家の政治資金に関わるコンプライアンス遵守を求める意見書案の提出  
について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年3月13日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者 川崎市議会議員 原典之

〃 堀添健

〃 浜田昌利

〃 仁平克枝

## 政治家の政治資金に関わるコンプライアンス遵守を求める意見書

国会議員による政治資金パーティーをめぐる事件で、政治資金収支報告書に不記載又は虚偽記載をして、現職国会議員が政治資金規正法違反の疑いで逮捕されるなど、政治資金に関わる政治家のコンプライアンスの欠如が国民から厳しい指摘を受けている。

政治資金規正法は、第2条の基本理念において、政治資金は、適切に運用される必要がある旨、また同条第2項において、「政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の収受に当たっては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律に基づいて公明正大に行わなければならない」と定められ、政治活動を国民の監視の下に置くことで公正性を確保することを狙いとしている。

このような情勢を受け、現在、国会においては政治資金規正法の改正など連日議論が行われており、国会では岸田首相が、最大の問題点は、現行の法律ですら遵守が徹底されなかったということ、すなわちコンプライアンスが欠如していた点であり、党としても説明責任と政治責任を果たしていかなければならない旨の答弁をしている。

よって、国におかれては、再発防止に向けて、政治資金の透明性を高め、政治家の責任の厳格化等を含めた政治資金規正法改正の議論を深めていくよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

法務大臣

財務大臣

意見書案第3号

大阪・関西万博の開催時期や会場の追加を含めた開催手法の見直しを求め  
る意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提  
出いたします。

令和6年3月12日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者	川崎市議会議員	月本琢也
	〃	三宅隆介
	〃	吉沢章子
	〃	飯田満
	〃	重富達也



大阪・関西万博の開催時期や会場の追加を含めた開催手法の見直しを求める  
意見書

2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）は、大阪市此花区夢洲を会場として、令和7年4月から10月までの半年にわたって開催をする準備が進められているが、会場建設費を始めとした、各種経費の膨張による国民負担の増加が新聞等各種メディアで大きく報じられるなど、課題が山積している。

このような中、資材価格の高騰や人手不足を背景とした建設会社との交渉の難航等の影響により、かねてから準備の遅れが指摘されてきたが、大阪・関西万博を運営する日本国際博覧会協会は、本年2月に参加者自らが建築する必要があるパビリオンタイプA（敷地渡し方式）に関する、大規模な建設作業の完了目標を本年7月から10月中旬へと変更したところである。

また、会場となる夢洲は、廃棄物等の埋立地であることから、電気やガスといったライフラインの整備のほか、地盤沈下対策や液状化対策を含む大規模な土地造成工事がパビリオン等の各種施設や設備の建設と並行して進められているが、本年元旦に発生した令和6年能登半島地震の復旧・復興に必要な建設資材や人員の確保等に影響を与えることが懸念される。

さらに、来場者数については、国内外から約2,820万人の来場を想定しているが、大阪府の宿泊施設の平均客室稼働率は、訪日外国人の増加と国内旅行の回復があいまって、昨年8月時点においても、東京都を超える80%となっていることから、大阪・関西万博の開催時に一時的に増大する需要について、大阪府のみで対応することは困難である。

よって、国におかれては、多額の国費が投じられる大阪・関西万博について、令和6年能登半島地震の復旧・復興の優先と会場となる夢洲の着実な整備等のため、開催時期の延期や宿泊施設の受入能力に比較的余裕があり、かつ、コンベンション施設を有する兵庫県、奈良県、和歌山県等の関西圏の近隣都市にも会場を追加し分散開催するなど、開催時期や会場の追加を含めた開催手法を見直すことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
経済産業大臣  
国際博覧会担当大臣

決議案第1号

行政文書における誤解を招く記載内容の修正を求める決議案の提出について

上記の決議案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年3月13日

川崎市議会議長 青木功雄様

提出者	川崎市議会議員	三宅隆介
	〃	吉沢章子
	〃	飯田満
	〃	月本琢也
	〃	重富達也

## 行政文書における誤解を招く記載内容の修正を求める決議

本市では、平成17年、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現に向けて、基本的な考え方と具体的な推進内容を示す川崎市多文化共生社会推進指針を策定し、外国人市民に関わる施策等を体系的かつ総合的に推進してきた。

本指針内、社会参加の促進の一節において、「地方参政権の実現については、他の自治体と連携しながら国に働きかけることを検討します」との記載があるが、昨年11月の市議会文教委員会や第5回市議会定例会において、当該記載内容について、多数の議員が、市が前向きに地方参政権の実現に取り組む意味と捉えかねないとの疑問を抱き、本年3月の指針の改定に当たって、記載内容の見直しを求める意見・要望があったところである。

これらの指摘に対し、当局は、外国人市民の参政権は専ら国の立法政策にかかわる事柄であるとしつつ、平成6年に本市議会で採択された定住外国人の地方参政権の確立に関する意見書を始め様々な考えや意見があることや、外国人市民代表者会議からも、外国人市民の地方参政権実現に向けて国に働きかけるよう努める旨の提言が出されていること等から、国の動向等を注視し、必要に応じて他自治体とも連携する可能性等を踏まえたこと等を理由に、当該記載内容は変更しないとしている。

しかしながら、本市議会では平成22年に、憲法上は違憲との司法判決のある外国人の参政権に関して、慎重な対応を求める永住外国人地方参政権付与に関する意見書を採択の上、国宛てに提出しており、市議会の意見書を市民意見の一つとして採用するのであれば、後年に採択された当該意見書の趣旨を反映すべきであり、また、外国人市民代表者会議からの上記提言に対して、市は、「国会の動向等を注視していく」とのみ回答していることから、本指針の記載内容は一貫性が担保できないものとなっている。

よって、本市議会は、川崎市多文化共生社会推進指針における外国人の地方参政権の付与に関する記載内容を修正するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

年 月 日

川崎市議会

## 3月18日（月）の本会議の議事要領

1

日程第1	令和6年度施政方針	} 一括上程
日程第2	一般議案 67件	
日程第3	当初予算等 20件	
日程第4	報告 1件	
日程第5	請願 3件	

- (1) 委員長報告（日程第2、第5の各案件）  
総務、文教、健康福祉、まちづくり、環境委員長の順  
（予算審査特別委員会の委員長報告は省略）  
～ 委員長報告に対する質疑 ～
- (2) 「議案第38号 令和6年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議  
[提案説明、代表質疑]
- (3) 「議案第10号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案  
[提案説明、代表質疑]
- (4) 討 論（日程第2、第3、第5の各案件、予算の組替えを求める動議、修正案）  
[日程第1の令和6年度施政方針、日程第4の報告に対するご意見などがあれば、併せてお願い  
する。発言は、今議会の発言順]
- (5) 採 決
  - ① 「議案第38号 令和6年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議を押しボタンを用いた記名投票により採決
  - ② 日程第2の議案67件中、次の議案24件を除いた43件を押しボタンを用いた記名投票により一括採決
    - 議案第2号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第6号 川崎市コミュニティセンター条例の制定について
    - 議案第10号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第16号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第17号 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第18号 川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第19号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第23号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第31号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について
    - 議案第33号 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の締結について
    - 議案第67号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第71号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する

- 条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 4 号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 5 号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 6 号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 7 号 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 8 号 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 9 号 川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 0 号 川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 2 号 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 3 号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 4 号 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 5 号 川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 6 号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ③ 議案第 1 0 号に対する宗田裕之議員ほか 7 人の議員から提出された修正案を押しボタンを用いた記名投票により採決
- ④ 除いた議案第 2 号、第 6 号、第 1 0 号、第 1 6 号、第 1 7 号、第 1 8 号、第 1 9 号、第 2 3 号、第 3 1 号、第 3 3 号、第 6 7 号、第 7 1 号、第 7 4 号、第 7 5 号、第 7 6 号、第 7 7 号、第 7 8 号、第 7 9 号、第 8 0 号、第 8 2 号、第 8 3 号、第 8 4 号、第 8 5 号及び第 8 6 号の 2 4 件を押しボタンを用いた記名投票により一括採決
- ⑤ 議案第 3 3 号に対する附帯決議案を押しボタンを用いた記名投票により採決
- ⑥ 日程第 3 の当初予算等 2 0 件中、次の 9 件を除いた 1 1 件を押しボタンを用いた記名投票により一括採決
- 議案第 3 8 号 令和 6 年度川崎市一般会計予算
- 議案第 3 9 号 令和 6 年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 議案第 4 1 号 令和 6 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 4 3 号 令和 6 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 4 5 号 令和 6 年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 4 6 号 令和 6 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- 議案第 5 0 号 令和 6 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- 議案第 5 3 号 令和 6 年度川崎市下水道事業会計予算
- 議案第 5 4 号 令和 6 年度川崎市水道事業会計予算
- ⑦ 除いた議案 9 件中、議案第 3 8 号を押しボタンを用いた記名投票により採決

- ⑧ 除いた議案第39号、第41号、第43号、第45号、第46号、第50号、第53号及び第54号の8件を押しボタンを用いた記名投票により一括採決
- ⑨ 日程第5の請願3件中、請願第9号を押しボタンを用いた記名投票により採決  
請願第9号 わくわくプラザ事業及び自主学童保育の検証に関する請願
- ⑩ 請願第12号を押しボタンを用いた記名投票により採決  
請願第12号 高齢者介護や障害福祉を支える職員の処遇改善のために、国に対して介護報酬と障害福祉サービス等報酬の引き上げを求める請願
- ⑪ 請願第15号を押しボタンを用いた記名投票により採決  
請願第15号 高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助継続を求める請願

2

日程第6

議案第90号 川崎市副市長の選任について

[上程、提案説明、代表質疑（意見等含む。）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

3

日程第7

議案第91号 川崎市教育委員会委員の任命について

[上程、提案説明、代表質疑（意見等含む。）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

4

日程第8

議案第92号 神奈川県公安委員会委員の推薦について

[上程、提案説明、代表質疑（意見等含む。）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

5

日程第9

意見書案第1号 政治資金規正法違反疑惑の徹底解明を求める意見書

意見書案第2号 政治家の政治資金に関わるコンプライアンス遵守を求める意見書

[一括上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、まず、意見書案第1号を押しボタンを用いた記名投票により採決。その後、意見書案第2号を押しボタンを用いた記名投票により採決]

意見書案第3号 大阪・関西万博の開催時期や会場の追加を含めた開催手法の見直しを求める意見書

[上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

決議案第1号 行政文書における誤解を招く記載内容の修正を求める決議

[上程、提案説明、代表質疑（討論）の後、直ちに押しボタンを用いた記名投票により採決]

6

日程第10 常任委員会委員の所属変更について

[「常任委員会委員所属変更申し出一覧表」のとおり議長が指名]

7

日程第11 議会運営委員会委員の選任について

[議長の指名により選任]

8

日程第12 請願・陳情

〔「請願陳情文書表（その2）」により各常任委員会へ付託の上、議会閉会中の継続審査を議決〕

9

日程第13 閉会中の継続審査及び調査について

〔「閉会中の継続審査及び調査の申し出一覧表」のとおり決することを議決〕

\*慣例により退任予定の伊藤副市長の挨拶

\*慣例により市長の挨拶

令和6年第1回川崎市議会定例会  
議事日程第6号

令和6年3月18日(月)  
午前10時開議

第 1

令和6年度施政方針

第 2

- 議案第 1 号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 3 号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5 号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 6 号 川崎市コミュニティセンター条例の制定について  
議案第 7 号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 8 号 川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 9 号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 10 号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 11 号 川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について  
議案第 12 号 川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 13 号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 14 号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 15 号 川崎市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 16 号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 17 号 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 18 号 川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 19 号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 20 号 川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第 21 号 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 22 号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 23 号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 24 号 川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 25 号 包括外部監査契約の締結について  
議案第 26 号 労働会館改修工事請負契約の締結について  
議案第 27 号 労働会館改修電気設備工事請負契約の締結について  
議案第 28 号 労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の締結について  
議案第 29 号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
議案第 30 号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について  
議案第 31 号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について  
議案第 32 号 市道路線の認定及び廃止について  
議案第 33 号 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の締結について  
議案第 34 号 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について



- 議案第35号 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
- 議案第36号 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
- 議案第37号 訴訟上の和解について
- 議案第58号 令和5年度川崎市一般会計補正予算
- 議案第59号 令和5年度川崎市競輪事業特別会計補正予算
- 議案第60号 令和5年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案第61号 令和5年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第62号 令和5年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
- 議案第63号 令和5年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算
- 議案第64号 令和5年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計補正予算
- 議案第65号 令和5年度川崎市下水道事業会計補正予算
- 議案第66号 川崎市立看護短期大学条例及び川崎市立看護短期大学奨学金貸付条例を廃止する条例の制定について
- 議案第67号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第68号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第69号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第70号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第71号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第72号 川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第73号 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第74号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第75号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第76号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第77号 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第78号 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第79号 川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第80号 川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第81号 川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第82号 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第83号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第84号 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第85号 川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 86 号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 87 号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 89 号 令和 5 年度川崎市一般会計補正予算

### 第 3

- 議案第 38 号 令和 6 年度川崎市一般会計予算
- 議案第 39 号 令和 6 年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 議案第 40 号 令和 6 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- 議案第 41 号 令和 6 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 42 号 令和 6 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 43 号 令和 6 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 44 号 令和 6 年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- 議案第 45 号 令和 6 年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 46 号 令和 6 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- 議案第 47 号 令和 6 年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- 議案第 48 号 令和 6 年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
- 議案第 49 号 令和 6 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- 議案第 50 号 令和 6 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- 議案第 51 号 令和 6 年度川崎市公債管理特別会計予算
- 議案第 52 号 令和 6 年度川崎市病院事業会計予算
- 議案第 53 号 令和 6 年度川崎市下水道事業会計予算
- 議案第 54 号 令和 6 年度川崎市水道事業会計予算
- 議案第 55 号 令和 6 年度川崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第 56 号 令和 6 年度川崎市自動車運送事業会計予算
- 議案第 88 号 令和 6 年度川崎市一般会計補正予算

### 第 4

- 報告第 1 号 地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について

### 第 5

- 請願第 9 号 わくわくプラザ事業及び自主学童保育の検証に関する請願
- 請願第 12 号 高齢者介護や障害福祉を支える職員の処遇改善のために、国に対して介護報酬と障害福祉サービス等報酬の引き上げを求める請願
- 請願第 15 号 高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助継続を求める請願

### 第 6

- 議案第 90 号 川崎市副市長の選任について

### 第 7

- 議案第 91 号 川崎市教育委員会委員の任命について

### 第 8

- 議案第 92 号 神奈川県公安委員会委員の推薦について

### 第 9

- 意見書案第 1 号 政治資金規正法違反疑惑の徹底解明を求める意見書
- 意見書案第 2 号 政治家の政治資金に関わるコンプライアンス遵守を求める意見書
- 意見書案第 3 号 大阪・関西万博の開催時期や会場の追加を含めた開催手法の見直しを求める意見書
- 決議案第 1 号 行政文書における誤解を招く記載内容の修正を求める決議

第 1 0

常任委員会委員の所属変更について

第 1 1

議会運営委員会委員の選任について

第 1 2

請願・陳情

第 1 3

閉会中の継続審査及び調査について

令和6年3月11日

川崎市議会議長  
青木功雄様

総務委員長  
木庭理香子

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第 1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)
- 議案第 2号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 3号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)
- 議案第 25号 包括外部監査契約の締結について  
(原案可決)
- 議案第 26号 労働会館改修工事請負契約の締結について  
(原案可決)
- 議案第 27号 労働会館改修電気設備工事請負契約の締結について  
(原案可決)
- 議案第 28号 労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の締結について  
(原案可決)
- 議案第 29号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
(同意)

議案第 5 8 号 令和 5 年度川崎市一般会計補正予算

(原案可決)

議案第 5 9 号 令和 5 年度川崎市競輪事業特別会計補正予算

(原案可決)

議案第 8 9 号 令和 5 年度川崎市一般会計補正予算

(原案可決)

令和6年3月12日

川崎市議会議長

青木功雄様

文教委員長

押本吉司

文教委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 6号 川崎市コミュニティセンター条例の制定について

（原案可決）

議案第 7号 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例の制定について

（原案可決）

議案第11号 川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

（原案可決）

議案第12号 川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の制定について

（原案可決）

議案第13号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（原案可決）

議案第14号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（原案可決）

議案第24号 川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（原案可決）

議案第30号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について

（原案可決）

議案第 3 3 号 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の締結について  
(原案可決、附帯決議を付す)  
\* 附帯決議案は別紙のとおり

議案第 3 4 号 (仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について  
(原案可決)

議案第 3 5 号 (仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について  
(原案可決)

議案第 3 6 号 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について  
(原案可決)

議案第 3 7 号 訴訟上の和解について  
(原案可決)

「議案第 33 号 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の締結について」に対する附帯決議案

- 1 本事業の実施に当たっては、市内事業者を育成する観点から、一層の地元活用、地元調達に向けた取組につき、市として適切に対応するとともに、モニタリングや進行管理を適切に行い、適宜議会に報告すること。
- 2 本契約は、令和 22 年度までの長期にわたる契約であるため、契約変更等の対応を行う場合においては、債務負担行為の見直しをはじめ、適宜適切に議会に対し、丁寧な説明を行うこと。また、下請事業者への支払いが適正に行われるよう、適切に対応すること。
- 3 本市内で災害が発生した場合には、市内事業者も被災している可能性を含め、本市の災害復旧に向けた支援を、市外に所在する構成企業から確実に受けられるよう、本市と構成企業との間で災害時支援に関する協定を締結するよう取り組むこと。



令和6年3月12日

川崎市議会議長  
青木功雄様

健康福祉委員長  
各務雅彦

健康福祉委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第 8号 川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
- 議案第 9号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
- 議案第10号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
- 議案第21号 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
- 議案第22号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
- 議案第23号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）
- 議案第60号 令和5年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（原案可決）
- 議案第61号 令和5年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算（原案可決）

- 議案第 6 6 号 川崎市立看護短期大学条例及び川崎市立看護短期大学奨学金貸付条例を廃止する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 6 7 号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 6 8 号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 6 9 号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 7 0 号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 7 1 号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 7 2 号 川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 7 3 号 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 7 4 号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 7 5 号 川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 7 6 号 川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 7 7 号 川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

- 議案第 78 号 川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 79 号 川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 80 号 川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 81 号 川崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 82 号 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 83 号 川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 84 号 川崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 85 号 川崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 86 号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第 87 号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)

令和6年3月12日

川崎市議会議長  
青木功雄様

まちづくり委員長  
林敏夫

まちづくり委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第 5号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)
- 議案第15号 川崎市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)
- 議案第16号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第17号 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)
- 議案第18号 川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条  
例の一部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第19号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について (原案可決)
- 議案第31号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について  
(原案可決)
- 議案第32号 市道路線の認定及び廃止について  
(原案可決)

議案第 6 3 号 令和 5 年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算

(原案可決)

議案第 6 4 号 令和 5 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計補正予算

(原案可決)

令和6年3月11日

川崎市議会議長  
青木功雄様

環境委員長  
浦田大輔

環境委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第20号 川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について （原案可決）

議案第62号 令和5年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算 （原案可決）

議案第65号 令和5年度川崎市下水道事業会計補正予算 （原案可決）

令和6年3月8日

川崎市議会議長

青木功雄様

予算審査特別委員長

木庭理香子

予算審査特別委員会審査報告書（議案）

本委員会は、令和6年2月28日に付託された下記の議案を審査の結果、「結論は本会議に譲る」ことに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第38号 令和6年度川崎市一般会計予算
- 議案第39号 令和6年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 議案第40号 令和6年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- 議案第41号 令和6年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第42号 令和6年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第43号 令和6年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第44号 令和6年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- 議案第45号 令和6年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- 議案第46号 令和6年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- 議案第47号 令和6年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- 議案第48号 令和6年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
- 議案第49号 令和6年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- 議案第50号 令和6年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- 議案第51号 令和6年度川崎市公債管理特別会計予算
- 議案第52号 令和6年度川崎市病院事業会計予算
- 議案第53号 令和6年度川崎市下水道事業会計予算
- 議案第54号 令和6年度川崎市水道事業会計予算
- 議案第55号 令和6年度川崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第56号 令和6年度川崎市自動車運送事業会計予算
- 議案第88号 令和6年度川崎市一般会計補正予算

令和6年3月13日

川崎市議会議長  
青木功雄様

文教委員長  
押本吉司

文教委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第9号 わくわくプラザ事業及び自主学童保育の検証に関する請願  
(取り下げ)



令和6年3月12日

川崎市議会議長

青木功雄様

健康福祉委員長

各務雅彦

健康福祉委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第12号 高齢者介護や障害福祉を支える職員の処遇改善のために、国に対して  
介護報酬と障害福祉サービス等報酬の引き上げを求める請願  
(不採択)

令和6年3月12日

川崎市議会議長

青木功雄様

まちづくり委員長

林敏夫

まちづくり委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第15号 高齢者向け優良賃貸住宅の家賃補助継続を求める請願

（不採択）





# 代表討論通告書

令和6年3月14日

川崎市議会議長 様

会派名 みらい

討論者氏名 押本 吉司

時 間 約25分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議 案 (請願を含む)	
反 対 討 論	
賛 成 討 論	議案第33号、第38号、第40号、第58号、第88号、第89号
報 告	
報告第1号	



# 代表討論通告書

令和6年3月14日

川崎市議会議長 様

会 派 名 日本共産党

討論者氏名 渡辺 学

時 間 約28分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議 案 (請願を含む)	
反 対 討 論	議案第2号、第6号、第10号、第16号～第19号、
	第23号、第31号、第33号、第38号、第39号、
	第41号、第43号、第45号、第46号、第50号、
	第53号、第54号、第67号、第71号、第74号～第80号、
	第82号～第86号
賛 成 討 論	議案第58号、第88号
	請願第12号、第15号
報 告	
施政方針	









# 発言通告書

令和6年3月12日

川崎市議会議長 様

会 派 名 無 所 属

発言者氏名 月本 琢也

予 定 時 間 7 分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発 言 項 目
意見書案第3号の提案説明
(大阪・関西万博の開催時期や会場の追加を含めた開催手法の見直しを求める意見書)



# 発言通告書

令和6年3月13日

川崎市議会議長様

会派名 無所属

発言者氏名 三宅 隆介

予定時間 7分

次のとおり発言を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

発言項目
決議案第1号の提案説明
(行政文書における誤解を招く記載内容の修正を求める決議)



## 常任委員会委員所属変更申し出一覧表

令和6年4月1日

	委 員	名	(議 席 順)
<p>総務委員会 [13人]</p> <p>(総務企画、財政、経済労働局、 臨海部国際戦略本部、 危機管理本部等)</p>	<p>長谷川智一</p> <p>仁平克枝</p> <p>橋本 勝</p> <p>嶋崎嘉夫</p>	<p>平山浩二</p> <p>押本吉司</p> <p>○宗田裕之</p>	<p>末永直</p> <p>川島雅裕</p> <p>織田勝久</p> <p>田村伸一郎</p>
<p>文教委員会 [12人]</p> <p>(市民文化、こども未来局、 教育委員会)</p>	<p>重富達也</p> <p>高橋美里</p> <p>山崎直史</p>	<p>嶋 凌汰</p> <p>浦田大輔</p> <p>雨笠裕治</p>	<p>小堀祥子</p> <p>上原正裕</p> <p>浜田昌利</p> <p>三浦恵美</p> <p>○市古次郎</p> <p>浅野文直</p>
<p>健康福祉委員会 [12人]</p> <p>(健康福祉、病院、消防局)</p>	<p>田倉俊輔</p> <p>齋藤 温</p> <p>春 孝明</p>	<p>柳沢 優</p> <p>高戸友子</p> <p>岩隈千尋</p>	<p>加藤孝明</p> <p>○渡辺 学</p> <p>松原成文</p> <p>山田瑛理</p> <p>鈴木朋子</p> <p>大島 明</p>
<p>まちづくり委員会 [12人]</p> <p>(まちづくり、建設緑政局)</p>	<p>○飯田 満</p> <p>嶋田和明</p> <p>井口真美</p>	<p>井土清貴</p> <p>矢沢孝雄</p> <p>木庭理香子</p>	<p>枝川 舞</p> <p>岩田英高</p> <p>かわの忠正</p> <p>吉沢章子</p> <p>青木功雄</p> <p>石田康博</p>
<p>環境委員会 [11人]</p> <p>(環境、港湾、上下水道、 交通局)</p>	<p>三宅隆介</p> <p>各務雅彦</p> <p>野田雅之</p>	<p>○月本琢也</p> <p>本間賢次郎</p> <p>石川建二</p>	<p>那須野純花</p> <p>林 敏夫</p> <p>堀添 健</p> <p>工藤礼子</p> <p>河野ゆかり</p>

○は引き続き在任

議 会 運 営 委 員 会 委 員 名 簿

令和6年3月18日

委員名(議席順)	会 派 名
○ 上 原 正 裕 ○ 各 務 雅 彦 ○ 野 田 雅 之 ○ 原 典 之	自 民 党
○ 押 本 吉 司 ○ 木 庭 理 香 子 ○ 堀 添 健	み ら い
○ 河 野 ゆ かり ○ 田 村 伸 一 郎 ○ 浜 田 昌 利	公 明 党
○ 宗 田 裕 之 井 口 真 美	共 産 党
○ 仁 平 克 枝	維 新 の 会

○は引き続き在任

閉会中の継続審査及び調査申し出一覧表

令和6年3月18日

<p>《 総 務 委 員 会 》</p> <p>陳情第3号、6号、7号、8号、9号</p> <p>総務企画局、財政局、経済労働局、臨海部国際戦略本部、危機管理本部及びその他の行政について</p>
<p>《 文 教 委 員 会 》</p> <p>請願第2号、5号、6号、7号、11号</p> <p>陳情第1号、32号</p> <p>市民文化局、こども未来局及び教育委員会の行政について</p>
<p>《 健 康 福 祉 委 員 会 》</p> <p>請願第4号、13号</p> <p>陳情第43号</p> <p>健康福祉局、病院局及び消防局の行政について</p>
<p>《 ま ち づ っ く り 委 員 会 》</p> <p>請願第3号、14号</p> <p>陳情第14号、18号</p> <p>まちづくり局及び建設緑政局の行政について</p>
<p>《 環 境 委 員 会 》</p> <p>環境局、港湾局、上下水道局及び交通局の行政について</p>
<p>《 議 会 運 営 委 員 会 》</p> <p>議会の運営に関する事項</p> <p>議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項</p> <p>議長の諮問に関する事項</p>

## 議会運営の手引き新旧対照表（案）

### 【質問者席の使用に関する改正】

改正案	現 行
<p><b>第 3 章 本会議</b>                      (略)  <b>第 7 節 代表質問・質疑</b>                      (略)</p> <p><b>4 2</b> 予算議会以外の代表質問は、次の実施要領により行う。</p> <p style="text-align: center;">-----</p> <p style="text-align: center;">代 表 質 問 制 実 施 要 領</p> <p>(略)</p> <p>5 代表質問に対する答弁は、質問者ごとに直ちに行う。なお、質問者が特に質問等の整理を必要とするときは、議長に休憩を求めることができる。</p> <p>(1) 再質問は<u>質問者席</u>で行い、再答弁は自席で行う。</p> <p>(略)</p> <p><b>4 5</b> 再質問は<u>質問者席</u>で行い、再答弁は自席で行う。</p> <p>(略)</p> <p><b>4 8</b> 分割議決議案及び追加議案に対する質疑は、通常、<u>質問者席</u>による代表質疑とし、各会派それぞれ1名とする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 1 5 節 行政報告と緊急質問</b>                      (略)</p> <p><b>9 4</b> 行政報告に対する取り扱いは、議会運営委員会で協議する。質疑を行う場合は<u>質問者席</u>で行い、発言の会派順序は、その会期の発言の会派順位による。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第 3 章 本会議</b>                      (略)  <b>第 7 節 代表質問・質疑</b>                      (略)</p> <p><b>4 2</b> 予算議会以外の代表質問は、次の実施要領により行う。</p> <p style="text-align: center;">-----</p> <p style="text-align: center;">代 表 質 問 制 実 施 要 領</p> <p>(略)</p> <p>5 代表質問に対する答弁は、質問者ごとに直ちに行う。なお、質問者が特に質問等の整理を必要とするときは、議長に休憩を求めることができる。</p> <p>(1) 再質問、再答弁は自席で行う。</p> <p>(略)</p> <p><b>4 5</b> 再質問は、<u>質問、答弁とも</u>自席で行う。</p> <p>(略)</p> <p><b>4 8</b> 分割議決議案及び追加議案に対する質疑は、通常、<u>自席</u>による代表質疑とし、各会派それぞれ1名とする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 1 5 節 行政報告と緊急質問</b>                      (略)</p> <p><b>9 4</b> 行政報告に対する取り扱いは、議会運営委員会で協議する。質疑を行う場合は<u>自席</u>で行い、発言の会派順序は、その会期の発言の会派順位による。</p> <p>(略)</p>

第6章 特別委員会

(略)

第3節 決算審査特別委員会

(略)

184 決算審査特別委員会の総括質疑は、質疑を質問者席で行い、答弁を自席で行う。

第6章 特別委員会

(略)

第3節 決算審査特別委員会

(略)

184 決算審査特別委員会の総括質疑は、質疑、答弁とも自席で行う。

## 議会運営の手引き新旧対照表（案）

### 【電子採決システムの使用に関する改正】

改正案	現 行
<p><b>第 3 章 本会議</b>                      (略)  <b>第 1 1 節 表決</b>                      (略)</p> <p><b>7 1</b> 諮問に対する答申については、「異議ない旨回答する。」ことに対する賛否を押しボタンを用いた記名投票により諮る。ただし、審査請求に関する諮問に対する答申については、「棄却すべきもの（認容すべきもの、却下すべきもの等）と回答する。」ことに対する賛否を押しボタンを用いた記名投票により諮る。</p> <p><b>7 2</b> 住民投票の実施に関する協議における議会の議員数の賛否の数の確認については、押しボタンを用いた記名投票により行う。議長は、投票に加わる。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 6 章 特別委員会</b>                      (略)  <b>第 3 節 決算審査特別委員会</b>                      (略)</p> <p><b>1 9 0</b> 決算審査特別委員会の全体会の表決は、<u>押しボタンを用いた記名投票</u>による。</p>	<p><b>第 3 章 本会議</b>                      (略)  <b>第 1 1 節 表決</b>                      (略)</p> <p><b>7 1</b> 諮問に対する答申については、「異議ない旨回答する。」ことに賛成する者の起立を求める。ただし、審査請求に関する諮問に対する答申については、「棄却すべきもの（認容すべきもの、却下すべきもの等）と回答する。」ことに<u>賛成する者の起立</u>を求める。</p> <p><b>7 2</b> 住民投票の実施に関する協議における議会の議員数の<u>3分の2以上の反対数</u>（以下「<u>所定数</u>」という。）の確認方法については、<u>議会運営委員会で協議し、決定する。</u>                      なお、<u>起立により所定数を確認する場合は、まず、住民投票の実施に賛成する議員の起立を求め、次に、反対する議員の起立を求め、それぞれの人数を確認する。この場合、議長は、賛否の確認に加わる。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第 6 章 特別委員会</b>                      (略)  <b>第 3 節 決算審査特別委員会</b>                      (略)</p> <p><b>1 9 0</b> 決算審査特別委員会の全体会の表決は、<u>起立</u>による。</p>